

農林水産政策研究所受託調査等実施規程

平成13年3月30日
農林水産省告示第500号
一部改正 平成13年5月30日
農林水産省告示第727号
一部改正 平成20年8月1日
農林水産省告示第1236号

(趣旨)

第1条 農林水産政策研究所（以下「研究所」という。）が国以外の者から委託を受けて行う調査及び研究並びに講習については、別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(委託の申請)

第2条 研究所に調査又は講習（以下「調査等」という。）を委託しようとする者は、別記様式第1号による申請書正副各1通を農林水産政策研究所長（以下「研究所長」という。）に提出するものとする。

2 研究所に研究を委託しようとする者は、当該研究を実施する年度の前年度の1月10日までに、別記様式第2号による申請書正副各1通を研究所長に提出するものとする。ただし、特別の事由がある場合には、当該期日後においても提出することができる。

(受託調査等実施計画の承認等)

第3条 研究所長は、国以外の者から委託を受けて調査等又は研究を行おうとするときは、毎年1月31日までに、前条の申請に係る次年度の調査等及び研究の実施に関する計画（以下「受託調査等実施計画」という。）を農林水産大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 研究所長は、前項の承認を受けた受託調査等実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

(受託契約の締結の報告)

第4条 研究所長は、前条第1項又は第2項の承認を受けた受託調査等実施計画に係る研究の受託に関する契約を締結したときは、速やかにその旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(経費の納付等)

第5条 研究所に調査等又は研究を委託した者（以下「委託者」という。）は、当該調査等又は研究の受託に関する契約（以下「受託契約」という。）の締結後、遅滞なく、当該受託契約に定める経費の概算額を納付するものとする。

2 前項の概算額の納付は、歳入徴収官又は分任歳入徴収官の発行する納入告知書により行うものとする。

3 前2項の規定は、受託契約の変更により第1項の経費の概算額が増加した場合における当該増加額について準用する。

4 研究所長は、受託契約の変更により第1項の経費の概算額が減少した場合には、当該減少額を委託者に返還するものとする。

5 受託契約に係る調査等又は研究のための経費の額は、別に定める基準により算出するものとする。

(調査等又は研究の中止)

第6条 研究所長は、研究所の業務に支障があるため又は天災その他やむをえない事由があるため、受託契約により受託した調査等（以下「受託調査等」という。）又は受託契約により受託した研究（以下「受託研究」という。）の継続が困難となったときは、当該受託調査等又は受託研究を中止することができる。この場合には、研究所長は、遅滞なく、委託者にその旨を通知するものとする。

(調査等結果の通知等)

第7条 研究所長は、受託調査等又は受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、その結果を委託者に通知するものとする。

2 研究所長は、受託研究を終了したときは、その結果が委託者の秘密に属するものと認められる場合を除き、当該結果を公表するものとする。

(精算)

第8条 研究所長は、受託調査等又は受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第5条第1項の規定により納付を受けた経費の額（同条第4項の規定により同項の減少額を返還した場合にあっては、当該減少額を控除した額）の精算をするものとする。

(特許を受ける権利等)

第9条 受託研究の業務を担当する職員が当該受託研究の業務について発明をしたときは、特許を受ける権利は、当該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に基づく特許権は、国が承継するものとする。

2 前項の規定により国が承継した特許を受ける権利に基づく特許権又は国が承継した特許権については、受託契約の定めるところにより、一定期間内は、委託者又はその指定する者に限り専用実施権を設定することができるものとする。

3 前2項の規定は、受託研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(受託調査等の実施報告等)

第10条 研究所長は、毎年4月30日までに、前年度において実施した受託調査等及び受託研究の実施報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託調査等及び受託研究に関し必要な事項は、農林水産省大臣官房政策課長が定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。